

防衛施設庁の廃止と統合運用態勢の充実

～ 防衛省設置法及び自衛隊法改正案～

外交防衛委員会調査室 ささもと ひろし
笹本 浩

平成 18 年に発覚した「防衛施設庁入札談合等に係る事案」を受け、防衛省は、防衛施設庁を平成 19 年度中に廃止し、その機能を防衛省本省の内部部局等に統合させることとした。

また、平成 17 年度末に移行した自衛隊の統合運用態勢の一層の充実を図るため、自衛隊法に、陸・海・空自衛隊の常設の「共同の部隊」の枠組みを設けることとなった。

これらの規定を整備するため、第 166 回国会に「防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案」(以下「本法案」という。)が提出された。

【防衛施設庁の廃止と機能の移行】

防衛庁(当時)は、防衛施設庁入札談合等に係る事案¹(以下「防衛施設庁入札談合事案」という。)が発覚した後、平成 18 年 1 月 31 日に額賀防衛庁長官(当時)の下、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」を設置し、談合事案の調査を行うとともに、木村防衛庁副長官(当時)を委員長とする「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、抜本的な再発防止策の検討を行った。

検討会は、建設工事の入札手続、再就職、人事管理、組織、公益法人等に関する検討を行い、6 月 16 日にその抜本的防止策を取りまとめた報告書を公表した。報告書においては、防衛施設庁の解体と防衛庁本庁等への統合(防衛施設庁解体については、額賀防衛庁長官が同年 2 月の参議院外交防衛委員会で表明している²)、建設工事の発注手続に係る相互牽制機能の強化、全庁的な監査・監察機能の強化等が明記された。

なお、防衛施設庁の解体・統合については、第 164 回国会に提出された「防衛庁設置法の一部を改正する法律案」(省移行法案)の附則においても、平成 19 年度に防衛施設庁を廃止し、その機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備する旨が明記された(このような規定を置いたのは、与党内での「防衛施設庁解体や談合の再発防止策の結論が明確でない段階で、省昇格を議論するのは時期尚早」といった慎重姿勢に配慮したものである³)。

これらを受けて、本法案では、防衛施設庁の廃止・統合について、以下の措置が規定されている。

(1) 防衛施設庁の廃止と機能の移行

防衛施設庁の廃止(防衛省設置法から防衛施設庁に関する規定を削除)とともに、その事務を、防衛省本省の内部部局と装備施設本部(装備本部を改編)に所掌させる。

内部部局に所掌させる事務のうち、地元調整、周辺対策、施設の取得・管理・返還等の機能（現防衛施設庁施設部）及び駐留軍への提供施設の整備、労務管理等の機能（同業務部）は、地方自治体や国民と直接関連する業務であることから、新たに地方企画局（仮称）を設け所掌させる。建設工事の実施等に関する機能（現防衛施設庁建設部）は、入札・契約制度等の企画立案機能を経理装備局に、建設工事实施計画の承認・審査、積算基準の作成、契約制度の制定等の実施機能は装備本部を改組した装備施設本部（内部部局から独立した特別の機関）に移行させる。

防衛施設庁の機能を内部部局と装備施設本部に所掌させることは、異なる組織に所掌させることにより相互牽制機能の強化を図り、建設工事の実施に関する事務の遂行について、公正性及び透明性を確保させるためとされている。

（２）地方防衛局の新設

防衛施設庁の地方支分部局である防衛施設局については、新たに防衛省本省の地方支分部局として地方防衛局を設置して、その機能を引き継ぐとともに、装備本部の地方機関も統合される。さらに、地方防衛局は、これまでの防衛施設局が、防衛施設庁の地方支分部局であったのに対し、防衛省本省の地方支分部局であることから防衛行政全般の地方における拠点と位置付けられ、防衛及び警備等に関する事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体や地域住民の理解及び協力を確保する職務、すなわち地方における窓口として機能させる。

また、地方防衛局の内部組織においても、建設工事の実施に関する事務について、積算部門と契約部門を分離し、その職務の遂行について公正性及び透明性を確保させることが検討されている。

（３）防衛監察本部の新設

防衛施設庁入札談合事案を始めとした不祥事⁴に適正に対処するため、防衛省のすべての機関を対象として、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行を適正に確保するための監査を行う防衛監察本部が新設される。

防衛監察本部は、防衛大臣直轄の独立性の高い特別の機関として設置され、その長は防衛監察監とし、事務次官に準ずる職とされる。現在、防衛省の特別の機関としては、情報本部や技術本部などがあるが、防衛監察本部は、防衛大臣の命を受け監察を行うこととされ、特殊な位置付けであることが明確にされている。

監察の対象となる事案は、内部の犯罪事案も含めたすべての事案であるが、主として会計や契約に関するものと考えられている。また、防衛監察本部が効果的な監察を行うためには、部外の人材の専門的知見を活用することも重要とされ、防衛監察本部の人事の在り方について、このような観点も踏まえて検討されている。

防衛省を巡る不祥事に関連して、防衛施設庁入札談合事案によって生じた損害に対し、防衛省として、談合を主導した防衛施設庁OBに対して退職金相当額の自主返納を呼び掛

けているところであるが、平成 19 年 3 月時点において、未だその実績はないとされている⁵。また、防衛施設庁では、入札にあたり、参加業者に対して、将来公正取引委員会から排除措置命令を受けた際の最大 2 年間の指名停止受入れの誓約書提出を義務付けているが、業者からの誓約書提出がなく、入札が延期された例も生じているとの報道もある⁶。

いわゆる天下りに関しては、平成 18 年 6 月に、防衛庁（当時）から関係企業に対し、離職者の採用等の自粛要請が出されている。また、現在、政府で検討中の公務員制度改革における天下り規制の対象に、自衛官以外の防衛省職員（事務官等）も加える方向で合意されたとの報道もある⁷。

インターネットを通じた情報流出事案を始めとする情報流出については、防衛庁（当時）は、平成 18 年 4 月に「秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策の具体的措置について」をまとめ、私有パソコンの一扫、秘密漏えいに関する処分基準の見直し等の措置を講じ、再発防止を図っていたところだが、その後も自衛官等による情報流出事案等が生じている⁸。

【共同の部隊】

自衛隊の統合運用については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画（平成 17 年度～平成 21 年度）（以下「防衛大綱及び中期防」という。）に基づき、平成 17 年度の法改正によって統合幕僚監部の新設など、統合運用に必要な体制の整備を行い、平成 17 年度末に統合運用体制に移行した。さらに、防衛大綱では、統合運用の体制強化について、教育訓練及び情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立することとされている。

以上のことを踏まえ、本法案において、統合運用態勢の一層の充実を図るため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の防衛大臣の直轄部隊のうち一定のものを、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができるとされている。従来、自衛隊法上、いわゆる有事等において、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二以上の部隊からなる特別の部隊（統合部隊）を編成する枠組みはあったが、この共同の部隊は、常設のものとして、平時から統合運用の機能を担うものと位置付けられている。同部隊は、運用に係る防衛大臣の指揮については、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行することとされている。

なお、この共同の部隊として、平成 19 年度に自衛隊指揮通信システム隊（仮称）の新編が予定されている。

【中央即応集団の改編】

中央即応集団は、防衛大綱及び中期防を踏まえ、平成 18 年度の法改正により、ゲリラや特殊部隊による攻撃等の事態が発生した場合に事態の拡大防止等を図り、及び国際平和協力活動⁹に対応するため、新編されることとなった部隊である。その隷下には、機動運用部隊として、空挺団、ヘリコプター団が、専門部隊として特殊作戦群、中央特殊武器防護隊が、国際平和協力活動に従事する要員を養成するための部隊として国際活動教育隊（第 101 特殊武器防護隊を平成 19 年度に改編予定）等がある。同集団は、平成 19 年 3 月末に約 3,200

人の人員をもって発足した。なお、司令部は当面朝霞駐屯地に置かれるが、米軍再編に伴い、平成 24 年度末までに在日米陸軍司令部があるキャンプ座間に移設される見込みである。

中央即応集団については、防衛大綱及び中期防において、その隷下の部隊として緊急即応連隊（仮称）が置かれることとされていた。その任務は、主としてゲリラや特殊部隊による攻撃等の事態が発生した場合に各方面隊を増援すること、及び国際平和協力活動のための自衛隊の海外派遣が決定された後、先遣隊として速やかに派遣予定地において準備を行うこととされていた。「緊急即応連隊」は、平成 19 年度において、中央即応連隊（人員約 700 名、仮称）として中央即応集団隷下に新編されることとされている。

防衛省では、国際活動教育隊において実施される教育等が、陸上自衛隊の隊員を対象とするものであることから、陸・海・空自衛隊の統合運用による総合的な研修を行う施設として「国際平和協力活動センター（仮称）」の設置を検討しているとの報道がある¹⁰。同センターにおいては、研修のほか学術研究や広報活動も行わせると言われているが、防衛省は、現時点で検討中ではあるが、内容を答える段階にないとしている。

【その他】

上記のほか、自衛隊の部隊の組織改編としては、防衛大綱及び中期防に拠るものとして、陸上自衛隊の第 11 師団（真駒内）の第 11 旅団（総合近代化旅団）への改編、海上自衛隊の地方隊所属の護衛艦部隊（護衛隊）を護衛艦隊隷下に、航空隊を航空集団の隷下に移す改編を行う。

なお、本法案の施行期日については、公布の日から 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日¹¹から施行するほか、自衛隊の部隊の改編に係る事項は、平成 20 年 3 月 31 日までの間に政令で定める日から施行する。

¹ 防衛施設庁入札談合等に係る事案とは、防衛施設庁が発注した空調工事等 10 件の入札に関し、同庁技術審議官、施設調査官の現職 2 名を含む 3 名が東京地検により逮捕、起訴、有罪となった事案である。防衛庁の調査では、技術審議官の主導により、一定規模以上の工事を O B 再就職企業に事前に受注予定を割り振っていたこと等が判明している。

² 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 1 号 2 頁（平 18.2.3）

³ 『産経新聞』（平 18.4.20）

⁴ 平成 18 年に発生した、インターネットを通じた情報流出事案、大麻等の薬物事案、上海等への無断海外渡航事案など。

⁵ 衆議院笹木竜三君提出防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書（平 19.3.27）

⁶ 『毎日新聞』夕刊（平 19.2.1）

⁷ 『日本経済新聞』（平 19.4.4）

⁸ 例えば、航空自衛隊那覇基地所属隊員による情報流出（『朝日新聞』（平 18.11.30））、陸上自衛隊第 14 旅団所属隊員による情報流出（『毎日新聞』（平 19.2.3））等。

⁹ 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

¹⁰ 『産経新聞』（平 19.2.23）。なお、国際平和協力に関する人材養成システムの構築については、平成 14 年 12 月の国際平和協力懇談会報告書の提言にもある。

¹¹ 防衛施設庁の廃止については、平成 19 年 9 月 1 日付けの実施が予定されている（防衛施設庁 HP、北原防衛施設庁長官年頭挨拶（平 19.1.4））